

# 本庁舎地下公用車駐車場充電設備修繕 仕様書

## 第1章 概要

本庁舎地下公用車駐車場に200V用の電気自動車充電設備を増設するもの。

## 第2章 総則

### 1 適用範囲

この仕様書は、本庁舎地下公用車駐車場充電設備修繕に適用する。

この仕様書、設計図、設計書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備編）の最新版による。

### 2 法令、関係規定の遵守

受注者は修繕の施工に当たり、諸法令並びに関連規格に従うこと。

### 3 提出書類

契約事項に関する書類のほか、成果品として次の書類を提出すること。

- (1) 修繕記録写真帳（作業の前後および途中の写真）
- (2) 配線図
- (3) 取扱説明書
- (4) 業務完了届
- (5) その他市が必要とする書類

### 4 機器および材料の管理

受注者は、修繕に使用する機器について納入仕様書等で事前に発注者の承諾を得ることとする。また、修繕に使用する各種機器および材料は、修繕の進捗に支障のないよう手配するとともに、品質および保管管理等は受注者の責任において行うこと。

### 5 事前調査

受注者は、修繕着手に先立ち、現地の状況等について調査を行うこと。

### 6 安全管理

受注者は、修繕の施工に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害等に必

要な措置を講じ、常に安全管理に努めること。

#### 7 工程等の打合せ

工程および作業内容等について秋田市と十分打合せを行い、承認を得てから実施すること。

#### 8 事故および機器の不具合

施工作业時又は終了後、受注者の責任に帰する事故および機器等の不具合等があった場合は、受注者の責任と負担により速やかに処理し、秋田市の確認を得ること。

#### 9 疑義

疑義のある場合は、秋田市と別途協議するものとする。

### 第3章 業務内容

#### 1 施工場所

秋田市本庁舎（秋田市山王一丁目1番1号）

#### 2 施工期限

令和7年11月14日（金）まで

#### 3 修繕内容

別添の「平面図」、「分電盤単線接続図」を参照の上、以下のとおり作業を行うもの。

- (1) 電灯分電盤「B1L-N(2)」に積算電力量計1個と漏電ブレーカー7個を追加する。分電盤には窓枠を設け、分電盤を開けずに電力量計を確認できるようにすること。
- (2) 電灯分電盤「B1L-N(1)」回路番号52のブレーカーに結線済みの電線を(1)で追加したブレーカー（回路番号1）に接続替えする。
- (3) (1)で追加したブレーカー（回路番号2～7）から平面図の②～⑦まで、配線し、充電用コンセントを新設する。なお、充電用コンセントの詳細な設置位置は別途協議する。

#### 4 機器仕様

- (1) 積算電力量計は、三菱電機（株）製の「M7FM-S1R（200V, 120A, 50Hz）」を使用すること。同等品も可とする。
- (2) 充電用コンセントは、パナソニック（株）製の「EV・PHEV充電用15A・20A兼用接地屋外コンセント(露出・埋込両用)(200V用)(ブラック)」を使用すること。同等品も可とする。

#### 5 特記事項

配線ルートは、免震構造であることを考慮し、他の設備と干渉することのないよう施工すること。また、免震層をまたぐ場合は適切な処置を行うこと。

#### 6 作業条件

休日作業とし、日程についてあらかじめ秋田市と調整すること。空調機械室兼ファンルーム内の作業のみ平日作業も可とするが、電灯分電盤「B1L-N」の主幹ブレーカーを落とす作業は休日とすること。